

子ども支援施設整備基本計画

令和5年3月
広陵町

内容

1. 計画策定の目的	1
2. 基本計画の位置づけ	1
3. 現状と課題の整理	3
3.1. 事業計画区域の状況把握	3
(1) 東校区・真美一校区・真美二校区の人口動向	3
(2) まちづくり構想における広陵東地域および真美ヶ丘地域の状況と課題	7
3.2. 課題整理	9
(1) 東校区・真美一校区・真美二校区の人口・児童数に対する課題.....	9
(2) 計画区域および周辺環境に対する課題	11
(3) 計画区域や整備に対する課題.....	11
4. 認定こども園の整備方針の設定	13
4.1. 施設整備の基本的な考え方	13
4.2. 施設に要求される基本的な考え方	13
(1) 認定こども園整備の類型	13
(2) 東校区認定こども園の役割	14
(3) 真美一校区および真美二校区子ども支援施設整備の役割.....	14
(4) 幼児教育における小学校との連携のあり方	14
5. 放課後子ども育成教室の整備方針の設定	15
5.1. 施設の基本的な考え方	15
5.2. 施設に要求される基本的な考え方	15
(1) 放課後子ども育成教室(放課後児童健全育成事業)の類型	15
(2) 入会児童数の推移	16
(3) 放課後こども育成教室の役割	16
6. 認定こども園施設の規模の設定	17
6.1. 規模の算定	17
(1) 学級編成	19
(2) 職員数	19
(3) 施設規模および必要諸室	20
(4) 施設規模および必要諸室まとめ	25
6.2. 東校区認定こども園モデルプランの作成	27
7. 放課後子ども育成教室の規模の設定	28
7.1. 規模の算定	28
(1) 定員数	28
(2) 専用区画の面積	28
(3) 施設規模まとめ	29
8. 事業計画区域・計画地	30
8.1. 事業計画区域の状況把握	30

8.2. 計画地の比較(東校区)	31
8.3. 計画地の比較(真美一校区・真美二校区)	32
9. 事業手法の選定	33
9.1. 幼保連携型認定こども園の設置・運営主体	33
9.2. 公私連携幼保連携型認定こども園	34
9.3. スキームまとめ	35
10. 民間事業者の参入可能性に関する調査(サウンディング調査)	37
10.1. 調査概要	37
10.2. 調査結果	38
(1) ヒアリング結果概要	38
11. 事業の実現性・方向性	40
11.1. 東校区及び真美一校区、真美二校区の認定こども園整備の実現性・方向性	40
11.2. 東校区及び真美一校区、真美二校区の放課後子ども育成教室整備の実現性・方向性	40
11.3. 事業スケジュール	41

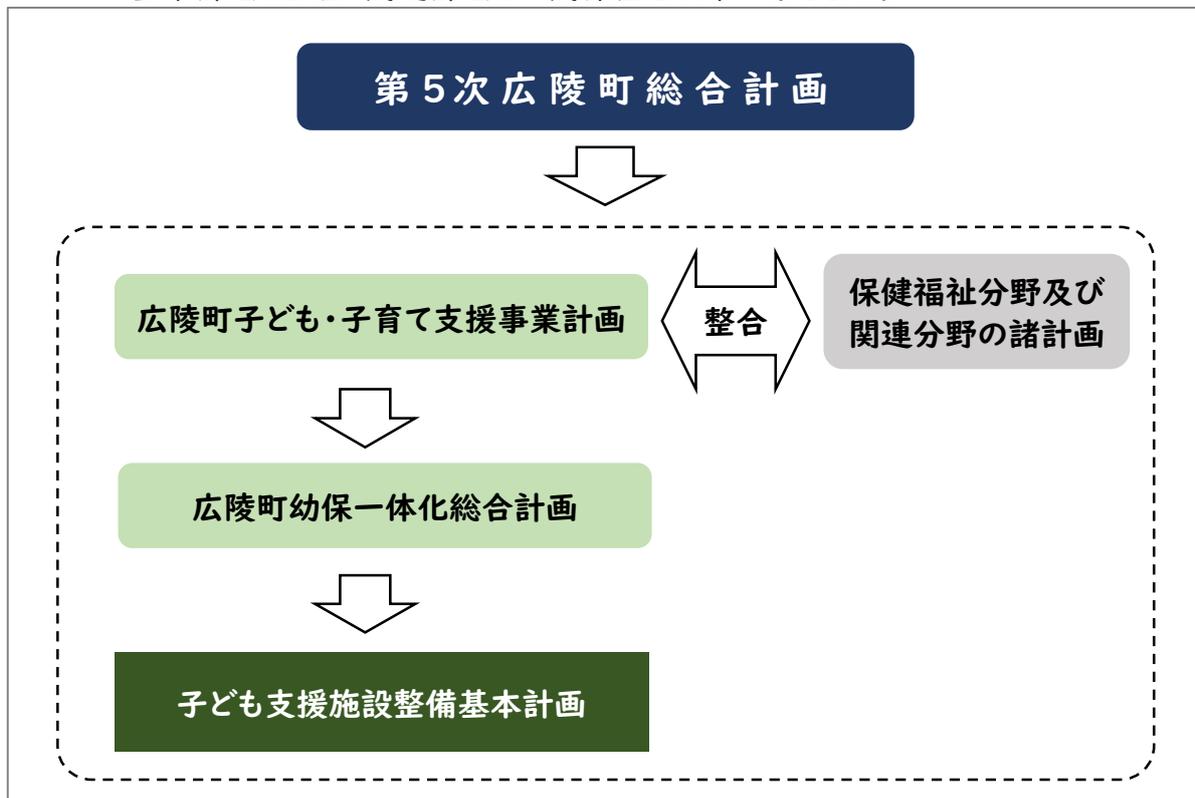
1. 計画策定の目的

広陵町では、核家族、共働き世帯の増加に伴い、低年齢から集団生活を希望する保護者の増加や保育のニーズが高まる中、地域や家族が力を合わせ、子どもたちを大切に育んでいくため、平成28年3月に策定された「広陵町幼保一体化総合計画」において、町立の幼稚園及び保育園における幼保連携型認定こども園への移行を位置づけており、広陵北小学校区（以下、「北校区」とする）では平成30年に幼保連携型認定こども園が開園し、続いて広陵西小学校区（以下、「西校区」とする）では公私連携幼保連携型認定こども園が令和5年4月に開園を迎えます。

本計画では、広陵東小学校区（以下、「東校区」とする）・真美ヶ丘第一小学校区（以下、「真美一校区」とする）・真美ヶ丘第二小学校区（以下、「真美二校区」とする）における認定こども園への移行及び放課後子ども育成教室の整備について、人口推移や運営手法、必要となる施設規模や適地について検討を行います。

2. 基本計画の位置づけ

この基本計画と上位・関連計画との関係性を以下に示します。



上位・関連計画との関係性

■ 「広陵町子ども・子育て支援事業計画」の概要

令和2年3月に策定された「広陵町子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画では、「ともに子育てを支えあう地域づくり」を基本理念とし、重点施策の一つとして「幼保一体化の推進」を掲げています。

《基本理念》

ともに子育てを支えあう地域づくり

《4つの基本目標》

- ①妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり
- ②子育てと仕事の両立を支援する環境づくり
- ③子どもの育ちを支援する環境づくり
- ④子どもを守る環境づくり

《3つの重点施策》

- ①幼保一体化の推進
- ②地域での子どもと親の居場所・交流の場づくり
- ③子どもを守る仕組みづくり

■ 「広陵町幼保一体化総合計画」の概要

平成28年3月に策定された「広陵町幼保一体化総合計画」では、以下の3つを基本的な考えとしています。

東校区においては、広陵南保育園の園舎が建築から40年以上経過し、安全面への早急な対応が必要であることから、「幼保連携型認定こども園」へ移行する方針を示しています。

また、真美一校区および真美二校区においては、地域の乳幼児数や施設状況等を踏まえ、将来的に幼保連携型認定こども園へ移行する方針を示しています。

《幼保一体化推進の基本的な考え方》

- ①子どもの育ちを第一に考えた教育・保育をさらに推進
- ②幼稚園・保育園の在籍状況のアンバランスの解消を図る
- ③地域における子育て支援を充実

3. 現状と課題の整理

3.1. 事業計画区域の状況把握

(1) 東校区・真美一校区・真美二校区の人口動向

a) 人口・世帯数

令和4年4月1日時点における町全体の人口は35,194人となっており、ここ数年は35,000人前後でほぼ横ばいの状況となっています。

校区別では、東校区の人口が4,739人、真美一校区の人口が6,388人、真美二校区の人口が8,316人となっており、東校区の人口は、令和3年まで増加傾向が続いていた一方で、真美一校区及び真美二校区は微減の傾向が続いています。

また、東校区及び真美一校区、真美二校区の3校区とも核家族世帯が6割以上を占めています。

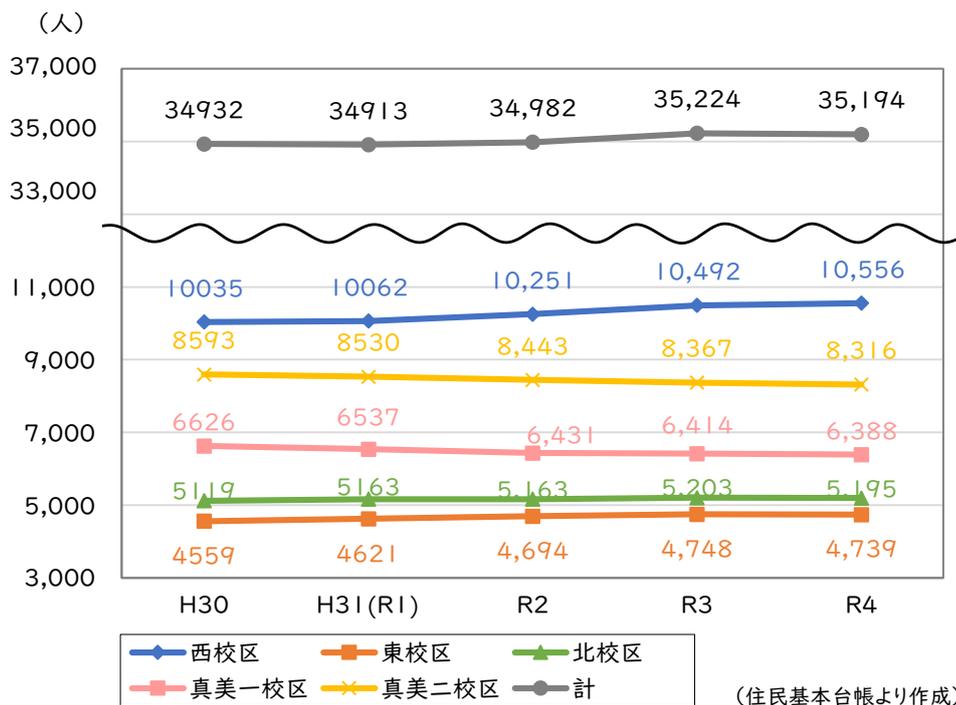


図 小学校区別 人口推移

表 小学校区別 世帯数

校区	総世帯数	核家族世帯		うち夫婦と子供から成る世帯	
		世帯数	総世帯数に占める割合	世帯数	核家族世帯数に占める割合
西校区	3,838	2,693	70.2%	1,511	56.1%
東校区	1,508	1,001	66.4%	529	52.8%
北校区	1,797	1,143	63.6%	598	52.3%
真美一校区	2,272	1,811	79.7%	938	51.8%
真美二校区	2,947	2,336	79.3%	1,248	53.4%
計	12,362	8,984	72.7%	4,824	53.7%

(令和2年国勢調査より作成)

b) 就学前人口

就学前人口(0~5歳人口)は、町全体では2,000人前後で推移していましたが、令和4年は1,620人と減少しています。

本町全体でみると、平成29年から令和3年までの就学前人口の減少率は約1%となっています。一方、奈良県全体や周辺自治体の状況を見ると、奈良県全体では約8%の減少、近隣の大阪府では約6%、京都府では約8%の減少となっています。

このように、本町の就学前人口は、奈良県全体や大阪府全体および京都府全体と比較して減少率が緩やかな傾向となっています。

なお、校区別でみると、東校区は令和3年まで微増の傾向でしたが、真美一校区及び真美二校区は、ともに減少傾向が続いています。

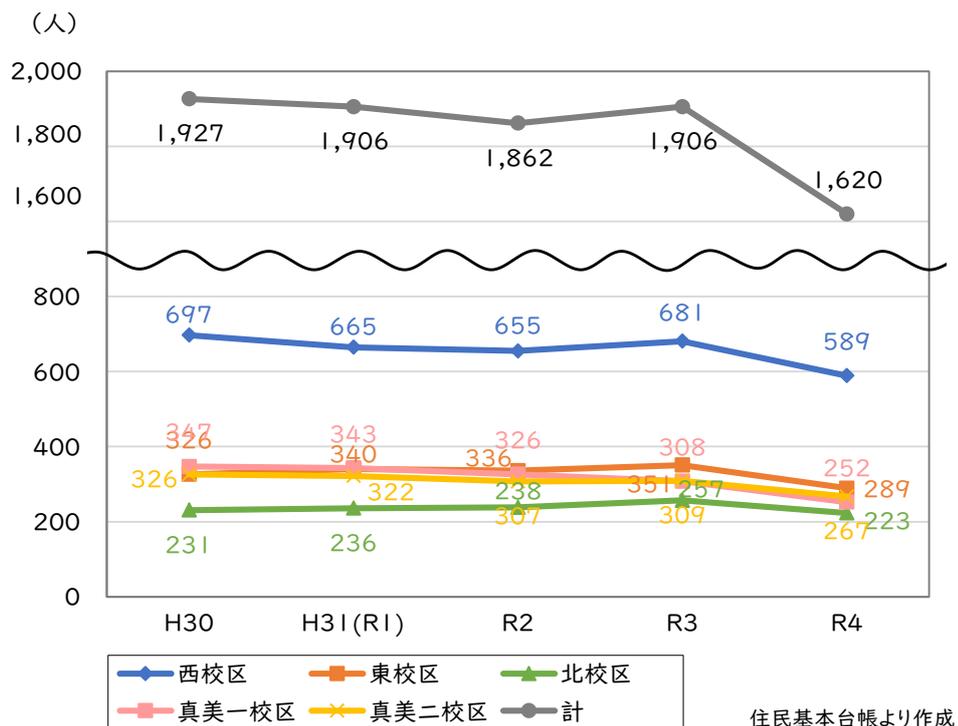


図 小学校区別 就学前人口推移

また、東校区、真美一校区、真美二校区における年齢別推移を以下のとおり示します。

表 就学前人口(東校区)

年齢	就学前人口				
	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
5歳	68	51	57	64	72
4歳	50	56	64	72	65
3歳	52	60	68	65	56
2歳	55	66	62	57	41
1歳	53	56	52	41	53
0歳	48	51	33	52	2
計	326	340	336	351	289

(住民基本台帳より作成)

表 就学前人口(各年・真美一校区)

年齢	年				
	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
5歳	61	64	75	63	52
4歳	64	71	61	54	56
3歳	68	59	52	56	44
2歳	58	58	57	45	45
1歳	53	50	41	44	48
0歳	43	41	40	46	7
計	347	343	326	308	252

(住民基本台帳より作成)

表 就学前人口(各年・真美二校区)

年齢	年				
	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
5歳	54	63	53	52	61
4歳	66	51	50	61	58
3歳	51	51	59	60	57
2歳	51	54	53	55	42
1歳	56	53	50	44	37
0歳	48	50	42	37	12
計	326	322	307	309	267

(住民基本台帳より作成)

※各人口は各年4月1日時点の値であり、令和4年の0歳人口は1月から4月1日時点までの出生を対象としています

c) 幼稚園・保育園の児童数

幼稚園・保育園の児童数(各年度4月1日時点)をみると、幼稚園は定員の2割程度の児童数に留まっている一方、保育園は定員以上(下記の赤字箇所)の児童が入所している施設が多くなっています。

表 幼稚園園児数の推移

施設	定員	入園児童数				
		H30	H31(R1)	R2	R3	R4
広陵東小学校 附属幼稚園	140	49	43	32	38	38
真美ヶ丘第一小学校 附属幼稚園	210	56	59	51	42	39
真美ヶ丘第二小学校 附属幼稚園	280	46	43	43	51	57
合計	630	151	145	126	131	134

表 保育園園児数の推移

施設	定員	入所児童数				
		H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
広陵南保育園	60	77	74	73	74	77
常葉保育園	70	74	76	73	81	77
広陵西保育園	180	172	162	172	171	165
真美北保育園	120	129	128	127	131	134
合計	430	452	440	445	457	453

※数値については、各年度4月1日時点のものとなります。

(2) まちづくり構想における広陵東地域および真美ヶ丘地域の状況と課題

「広陵町都市計画マスタープラン」(計画期間:平成 25 年度~令和 4 年度)の地区別まちづくり構想において、本事業の計画区域である広陵東地域および真美ヶ丘地域の現況と課題を以下のとおり整理しています。

a) 広陵東地域

【現況】

- ・広陵東地域は全域が市街化調整区域である。
- ・高田川と曾我川の間に挟まれており、地域全体に田園と集落地が広がる。
- ・地域の中心を流れる葛城川沿いには運動公園や交通公園などの公共施設が整備され、地域西部には本町の役場が立地している。
- ・役場の南にある南郷や地域の北西部に位置する古寺の集落地には環濠が巡っており、その一部は親水空間として整備が進められている。
- ・地域内には百済寺や与楽寺などの歴史的資産も多く残されている。

【課題】

- ・集落地内においては、車での通過が困難な狭隘道路や建て詰まりによる住環境の悪化が問題となっている。
- ・農地について、遊休地や耕作放棄地などにおける開発圧力の高まりが予想される。
- ・公共施設の集積する立地特性を活かした拠点整備にも取り組む必要がある。

上記を踏まえ、広陵東地域のめざす将来像「良好な景観と歴史資産に恵まれた文化のまち」の実現に向けて、以下の方針が示されています。

【まちづくりの方針】

- ① 公共公益施設機能の集積、強化
- ② 適切な土地利用の推進と安全で快適な住環境の形成
- ③ 歴史資源の保全と活用
- ④ うるおいのある水辺環境の形成
- ⑤ 安全で安心な歩道・道路ネットワークの形成

b) 真美ヶ丘地域

【現況】

- ・真美ヶ丘地域には市街化区域と市街化調整区域がある。
- ・土地区画整理事業などによる大規模開発住宅地として、都心のベッドタウン化が急激に進み、本町における近年の人口増加を支えてきた地域である。
- ・道路や公園、拠点核となるショッピングセンターなどの公共公益施設は計画的に配置され、都市基盤施設についてはほぼ整備されている。

【課題】

- ・今後は、良好な住環境を適切に保全していくとともに、拠点機能の充実、文化施設等の整備、バリアフリーの環境づくりなど、住民の利便性を向上させる都市機能の強化に取り組む必要がある。

上記を踏まえ、真美ヶ丘地域のめざす将来像「豊かな自然と快適な住環境に恵まれた住みよいまち」の実現に向けて、以下の方針が示されています。

【まちづくりの方針】

- ① 良好な住宅地環境の維持
- ② 安全に暮らすことのできる環境づくり
- ③ 良好な景観への配慮
- ④ 各拠点との連携の強化
- ⑤ 周辺環境と調和した施設整備の促進

3.2. 課題整理

(1) 東校区・真美一校区・真美二校区の人口・児童数に対する課題

現状を踏まえた東校区の人口・児童数に対する課題は以下のとおりです。

a) 多様化する教育・保育ニーズへの柔軟な対応

- ・核家族化や共働き家庭の増加等から、地域でのつながりが希薄になりやすく、今後、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されます。
- ・また、保護者の就労状況の変化や生活スタイルの多様化に伴い、教育や保育ニーズも多様化していくと考えられ、それらへの柔軟な対応が求められると考えられます。

b) 適正規模による教育・保育環境の向上

東校区の教育・保育環境

- ・現在、東校区の人口は横ばいもしくは微増の傾向にあり、今後も住宅開発の状況を鑑みると、当面の間、増加傾向が続くと考えられますが、将来的には人口が減少していくものと考えられます。
幼稚園（広陵東小学校附属幼稚園）においても、一時的な微増は想定されますが、利用者は減少するものと考えられます。
- ・一方、東校区内の保育所（広陵南保育園・常葉保育園）においては、定員を超える児童が入所している状況であり、共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりが今後も続くと、充実した保育ができない状況も考えられます。
- ・このことから、「広陵町幼保一体化総合計画」に基づき、幼保連携型認定こども園を校区内に整備することで、適正な園児数による集団生活の環境をつくり、子どもたちの健やかな育ちへの支援を図ります。

真美一校区の教育・保育環境

- ・現在、真美一校区の人口は減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くと考えられます。
幼稚園（真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園）においても、既存の幼稚園におけるニーズの低下を踏まえると、利用者は減少するものと考えられ、同年齢による集団教育を維持することが困難になると予測されます。
- ・一方、真美一校区内の保育所（広陵西保育園）の児童数は概ね横ばいとなっているものの、保育ニーズの高まりを考慮すると、他校区からの入園者は一定数あると想定され、校区内の就学前人口は減少傾向が続くと考えられますが、現在と同様の状況が続くと想定されます。
- ・このことから、「広陵町幼保一体化総合計画」に基づき、幼保連携型認定こども園を整備することで、適正な園児数による集団生活の環境をつくり、子どもたちの健やかな育ちへの支援を図ります。

真美二校区の教育・保育環境

- ・現在、真美二校区の人口は減少傾向にあり、今後も減少が続くと考えられます。
近年は、一時的な就学前人口の増加により幼稚園（真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園）の児童数が増加していましたが、既存の幼稚園におけるニーズは今後、減少傾向になると考えられ、同年齢による集団教育を維持することが困難になると予測されます。
- ・一方、真美二校区内の保育所の児童数（真美北保育園）は概ね横ばいとなっているものの、保育ニーズの高まりを考慮すると、他校区からの入園者は一定数あると想定され、校区内の就学前人口は減少傾向が続くと考えられますが、現在と同様の状況が続くと想定されます。

- このことから、「広陵町幼保一体化総合計画」に基づき、幼保連携型認定こども園を整備することで、適正な園児数による集団生活の環境をつくり、子どもたちの健やかな育ちへの支援を図ります。

(2) 計画区域および周辺環境に対する課題

現状を踏まえた計画区域および周辺環境に対する課題を以下に示します。

東校区の周辺環境

a) 就学前人口の動向

- 東校区の就学前人口は、都市計画法第34条第11号に基づき指定された区域において行われている住宅開発により、一時的な増加は想定されますが、将来的には人口が減少していくものと考えられます。
- 将来的な人口減少を見据えながらも、現在の人口動向を的確に捉え、施設の適正な規模を検討する必要があります。

b) 既存園舎の現状に対応した活用検討

- 広陵南保育園の園舎は築40年以上経過しているため、老朽化が進んでいます。引き続き使用するには、耐震化を含めた大規模改修を行う必要があり、今後、多大な財政負担が必要です。
- 築年数の浅い広陵東小学校附属幼稚園(築20年)は、改修等により、既存園舎を有効活用することが求められます。

真美一校区・真美二校区の周辺環境

a) 就学前人口の動向

- 真美一校区および真美二校区では、ニュータウンとして良好な住宅がストックされていますが、就学前人口は減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くと考えられます。
- 将来的な人口減少を見据えながらも、現在の人口動向を的確に捉え、施設の適正な規模を検討する必要があります。

a) 既存園舎の現状に対応した活用検討

- 真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園および真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の園舎はともに築30年以上を経過しているが、耐震基準を満たしていることから、改修等により、既存園舎の有効活用が求められます。
一方で、校区内にある真美北保育園および広陵西保育園についても、築30年以上が経過しています。幼稚園と異なり、現在でも定員を超える園児を受け入れていることから、施設の老朽化が進んでおり、今後、多大な財政負担が必要です。
- 既存の幼稚園園舎を活用する場合、認定こども園と異なる基準で整備されたため、調理室等の整備が必要となります。

(3) 計画区域や整備に対する課題

広陵東地域および真美ヶ丘地域のまちづくり構想や既存施設の状況等を踏まえた本事業計画区域の課題は以下のとおりです。

東校区の整備

a) 狭隘道路

- 広陵東校区においては、車での通過が困難な狭隘道路や建て詰まりによる住環境の悪化が問題となっています。そのため、道路の拡幅や改善等が必要です。

b) 住宅地開発

- これまで宅地化されなかった農地(遊休地・耕作放棄地)において住宅開発が行われています。その他、公共施設の集積する立地特性を活かした整備が求められます。

c) 諸室の配置

- 諸室の配置については、乳児や園児が安心・安全に過ごすことができ、職員にとっても保育がしやすい配置を検討する必要があります。

真美一校区・真美二校区の整備

a) 良好な住環境の保全

- 真美一校区および真美二校区は、土地区画整理事業など大規模開発住宅地として、道路や公園などの公共公益施設が計画的に配置され、都市基盤が整備された状況です。これらの良好な住環境を保全していくため、空き家が増えることによるスポンジ化を防ぎ、歩いて暮らせるまちづくりが求められます。
また、当地域では「広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画」に基づき、住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現するため、公園や古墳などの地域資源を活かした賑わいのある住みよいまちづくりを進めています。

b) 諸室の配置

- 諸室の配置については、乳児や園児が安心・安全に過ごすことができ、職員にとっても保育がしやすい配置を検討する必要があります。

4. 認定こども園の整備方針の設定

4.1. 施設整備の基本的な考え方

就学前教育の充実に向けて、広陵町らしい教育・保育を提供する認定こども園の施設整備を目指し、「安心・安全」「子育て力」「地元力」の活用を踏まえて次の点を基本的な考え方とします。

① 安心・安全に利用できる施設

子どもの遊びや生活におけるリスクに配慮し、見通しをよくし、死角のない施設を目指します。また、食育の推進やアレルギー対策等、衛生・健康に配慮した施設とします。

② 児童・保護者にとって魅力ある施設

児童が自立心や好奇心を育むことができる施設とします。また、発達過程に考慮し、保護者にとって子どもの成長を感じ取れる施設とします。

③ 地域と連携した子育て・教育ができる施設

近隣の小学校や地域行事と連携する等、保護者や地域との交流を促進する施設とします。

4.2. 施設に要求される基本的な考え方

(1) 認定こども園整備の種類

認定こども園は、機能別に以下の4つの類型に分かれています。本計画では、「広陵町幼保一体化総合計画」に基づき、「幼保連携型」の認定こども園整備を検討します。

認定こども園の類型

類型	内容
幼保連携型	<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園機能と保育所機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ・ 保護者の就労形態が多様化し、核家族化が進行する中で、保護者の就労の有無にかかわらず利用できる
幼稚園型	<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ
保育所型	<ul style="list-style-type: none">・ 認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ
地方裁量型	<ul style="list-style-type: none">・ 認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

(2) 東校区認定こども園の役割

■ 多様なニーズに柔軟に対応

広陵南保育園の老朽化や社会全体で保育を担う職員の不足が進行するなか、多様化する子育てニーズへの柔軟な対応や子ども・子育て支援新制度に沿った質の高い幼児教育・保育等を進める必要があります。

また、多様な保護者のニーズに応えるべく、民間活力の導入も視野に入れ、一時預かりや延長保育の拡充等、柔軟な対応が求められます。

■ 地域の子育て支援における拠点施設

広陵南保育園と広陵東小学校附属幼稚園は公立であり、地域の子育て支援の拠点としての役割は大きいことから、私立の場合においても、民間事業者の持つ柔軟性や効率性を活かしつつ、地域における従来の教育・保育機能を継承することのできる整備が必要です。

(3) 真美一校区および真美二校区子ども支援施設整備の役割

■ 多様なニーズに柔軟に対応

真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園および真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園において、園児数が定員を大きく下回る状況が続いているなか、多様化する子育てニーズへの柔軟な対応や子ども・子育て支援新制度に沿った質の高い幼児教育・保育等を進める必要があります。

将来的には、多様な保護者のニーズに応えるべく、民間活力の導入も視野に入れ、一時預かりや延長保育の拡充等、柔軟な対応が求められます。

■ 地域の子育て支援における拠点施設

真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園および真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園は公立であり、地域の子育て支援の拠点としての役割は大きいことから、私立の場合においても、民間事業者の持つ柔軟性や効率性を活かしつつ、地域における従来の教育・保育機能を継承することができる整備が必要です。

(4) 幼児教育における小学校との連携のあり方

幼稚園では平成30年度に幼稚園教育要領が改訂され、小学校では令和2年度に学習指導要領が改訂されました。両者は、全国どこでも一定の教育水準が保てるよう文部科学省が定めている教育課程の基準となっています。(約10年に一度改訂)

改訂のポイントのひとつとして、幼小、小中、中高といった段階の切り替わりにおける円滑な接続が謳われており、幼小の連携も重要といえます。

上記を踏まえ、幼小連携に取り組むことで、いわゆる小1プロブレム[※]や保護者の就学に対する不安等を解消し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を行うことを目指します。

また、合同授業等による子ども同士の交流だけでなく、職員の相互理解や家庭と地域との連携等も重要と考えています。

※小1プロブレム: 自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない小学1年生などの教室において、学習に集中できない、教諭の話が聞けずに授業が成立しない等の問題のこと。

5. 放課後子ども育成教室の整備方針の設定

5.1. 施設の基本的な考え方

放課後子ども育成教室は、児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童のための施設です。

町では、「広陵町放課後子ども育成教室条例」により、町内の小学校に在籍する児童に対し、学ぶ意欲のある子どもたちに学習機会を提供するとともに安全、安心な拠点作りとして適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とし、放課後子ども育成教室を設置しています。

5.2. 施設に要求される基本的な考え方

(1) 放課後子ども育成教室（放課後児童健全育成事業）の類型

厚生労働省が調査した「令和2年（2020年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」によると、設置・運営主体別実施状況で見ると、公立公営が全体の約30%、公立民営のクラブが約48%、私立民営が約22%を占めています。

上記の結果から、東校区、真美一校区、真美二校区についても民間事業者による放課後子ども育成教室の運営が考えられます。

放課後児童健全育成事業の類型

類型	運営主体	内容
公立公営 (30.4%)	公共(市町村)	・公共が施設を整備し、運営する ・実施条件(開所日時等)は公共が決定 ・運営内容(プログラム等)は公共が決定
公立民営 (47.9%)	社会福祉法人 学校法人 NPO法人 その他	・公共が施設を整備し、民間事業者が運営する ・実施条件(開所日時等)は公共が決定 ・運営内容(プログラム等)は仕様書等に基づき民間事業者が決定
私立民営 (21.7%)	社会福祉法人 学校法人 NPO法人 その他	・民間事業者が施設を整備し、運営する ・実施条件(開所日時等)は基準条例等に基づき民間事業者が決定 ・運営内容(プログラム等)は基準条例等に基づき民間事業者が決定

(厚生労働省 令和2年放課後児童健全育成事業の実施状況より作成)

(2) 入会児童数の推移

放課後子ども育成教室の入会児童数は、ニーズの高まりから増加傾向にあります。

東校区、真美一校区、真美二校区いずれの校区においても、定員数を大幅に超過した入会児童数となっています。

施設	定員数	入会児童数					備考
		H30	H31(R1)	R2	R3	R4	
東校区 かしのきクラブ	38人	60人	63人	87人	100人	123人	直近5年間で入会児童数は2倍以上に増加
	100%	158%	166%	229%	263%	324%	
真美一校区 ひまわりクラブ	74人	113人	120人	120人	131人	125人	直近5年間は入会児童数が堅調に増加
	100%	153%	162%	162%	177%	169%	
真美二校区 すぎのきクラブ	76人	55人	52人	106人	108人	115人	直近5年間で入会児童数は2倍以上に増加
	100%	72%	68%	139%	142%	151%	

(3) 放課後子ども育成教室の役割

■ 遊びや生活の場の確保

東校区、真美一校区、真美二校区いずれの校区においても、入会児童数が定員を大きく上回る状況が続いています。

児童の適切な遊びと生活の場として、安全・安心な居場所の確保が求められます。

6. 認定こども園施設の規模の設定

6.1. 規模の算定

『奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例』（以下、「奈良県条例」という。）に基づき、新たな認定こども園に必要な諸室の規模や職員数等を算定しました。

各校区で整備する認定こども園の定員数は、各校区内にある保育園及び幼稚園における過去5年の入園児童数を考慮して設定します。なお、認定こども園の類型は「広陵町幼保一体化総合計画」の内容を前提とします。

東校区の認定こども園の定員数

校区内にある広陵南保育園の入所児童数は近年横ばいであり、広陵東小学校附属幼稚園については入所児童数が減少傾向です。認定こども園は、再編対象2施設の令和4年の入所児童数の合計以上の定員数とします。

- ・ 広陵南保育園 77人(令和4年)
- ・ 広陵東小学校附属幼稚園 38人(令和4年)
- ・ 再編対象2施設の合計:115人 →定員数110人以上

真美一校区の認定こども園の定員数

校区内にある真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園の過去5年における最大値に校区内で2号認定を受けている人数の1/3程度を加算した値を定員数に定めます。

- ・ 真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園 59人(平成31年※過去5年の最大値)
- ・ 上記59人に真美一校区で2号認定を受けている人数の1/3程度を加算
→定員数105人程度

真美二校区の認定こども園の定員数

校区内にある真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の過去5年における最大値に校区内で2号認定を受けている人数の1/3程度を加算した値を定員数に定めます。

- ・ 真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園 57人(令和4年※過去5年の最大値)
- ・ 上記57人に真美二校区で2号認定を受けている人数の1/3程度を加算
→定員数105人程度

表 認定こども園の定員数

	東校区	真美一校区	真美二校区
タイプ	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園
定員数	110人以上	105人程度	105人程度

また、新たな認定こども園の年齢別園児数(定員数)は、広陵町の将来推計人口を踏まえ、以下のとおりとします。

表 東校区の新認定こども園の園児数

年齢	園児数(予定数)	うち保育が必要な園児数
0歳	5人	5人
1歳	15人	15人
2歳	15人	15人
3歳	25人	15人
4歳	25人	15人
5歳	25人	15人
合計	110人	80人

表 真美一、真美二校区校区の新認定こども園の園児数

年齢	園児数(予定数)	うち保育が必要な園児数
0歳	3人	3人
1歳	6人	6人
2歳	6人	6人
3歳	30人	20人
4歳	30人	20人
5歳	30人	20人
合計	105人	75人

(1) 学級編成

奈良県条例に基づき算出した学級数は、以下のとおりです。

表 東校区の学級数

算定式	一学級の園児数(満三歳以上の園児)は、三十五人以下を原則とする
算定結果	3歳児:25人÷35人=0.71人(1学級) 4歳児:25人÷35人=0.71人(1学級) 5歳児:25人÷35人=0.71人(1学級) 上記より、満3歳以上について「3学級」が必要

表 真美一、真美二校区の学級数

算定式	一学級の園児数(満三歳以上の園児)は、三十五人以下を原則とする
算定結果	3歳児:30人÷35人=0.86人(1学級) 4歳児:30人÷35人=0.86人(1学級) 5歳児:30人÷35人=0.86人(1学級) 上記より、満3歳以上について「3学級」が必要

(2) 職員数

奈良県条例に基づき算出した職員数は、以下のとおりです。

表 東校区の職員数

算定式	園児数	算定結果
一 満四歳以上の園児おおむね三十人につき一人	50人	2人
二 満三歳以上満四歳未満の園児おおむね二十人につき一人	25人	2人
三 満一歳以上満三歳未満の園児おおむね六人につき一人	30人	5人
四 満一歳未満の園児おおむね三人につき一人	5人	2人
合計	110人	11人

表 真美一、真美二校区の職員数

算定式	園児数	算定結果
一 満四歳以上の園児おおむね三十人につき一人	60人	2人
二 満三歳以上満四歳未満の園児おおむね二十人につき一人	30人	2人
三 満一歳以上満三歳未満の園児おおむね六人につき一人	12人	2人
四 満一歳未満の園児おおむね三人につき一人	3人	1人
合計	105人	7人

(3) 施設規模および必要諸室

奈良県条例に基づき算出した諸室規模及び必要諸室は、以下のとおりです。

■ 東校区の園舎の面積

園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とします。

表 1号:学級数に応じ、奈良県条例第6条第6項の規定により算定した面積

算定式	二学級以上: $320+100\times(\text{学級数}-2)$
算定結果①	$320+100\times(3\text{学級}-2)\text{ m}^2=420\text{ m}^2$

表 2号:満三歳未満の園児数に応じ、奈良県条例第7条第6項の規定により算定した面積

算定式	<p>【乳児室】 ・ほふくしない園児(本計画では0歳児とする) 一人につき 1.65 m^2</p> <p>【ほふく室】 ・ほふくする園児(本計画では1歳児とする) 一人につき 3.3 m^2</p> <p>【保育室又は遊戯室】 ・園児一人につき 1.98 m^2</p>
算定結果②	<p>【乳児室】 0歳児 : 16.5 m^2 ($10\text{名}^{*1}\times 1.65\text{ m}^2$)</p> <p>【ほふく室】 1歳児 : 66 m^2 ($20\text{名}^{*1}\times 3.3\text{ m}^2$)</p> <p>【保育室又は遊戯室】 2歳児 : 39.6 m^2 ($1\text{学級}\times 20\text{名}^{*1}\times 1.98\text{ m}^2$)</p> <p style="text-align: right;">合計: 122.1 m^2</p> <p><small>※1… 0~2歳の園児数は、p18に記載の「新認定こども園の園児数」を、それぞれ一の位で切り上げた値</small></p>

合計 (算定結果①+②)	$420\text{ m}^2+122.1\text{ m}^2=542.1\text{ m}^2$
-----------------	--

■ 真美一、真美二校区校区の園舎の面積

園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とします。

表 1号:学級数に応じ、奈良県条例第6条第6項の規定により算定した面積

算定式	二学級以上: $320+100\times(\text{学級数}-2)$
算定結果①	$320+100\times(3\text{学級}-2)\text{ m}^2=420\text{ m}^2$

表 2号:満三歳未満の園児数に応じ、奈良県条例第7条第6項の規定により算定した面積

算定式	<p>【乳児室】 ・ほふくしない園児(本計画では0歳児とする) 一人につき 1.65 m^2</p> <p>【ほふく室】 ・ほふくする園児(本計画では1歳児とする) 一人につき 3.3 m^2</p> <p>【保育室又は遊戯室】 ・園児一人につき 1.98 m^2</p>
算定結果②	<p>【乳児室】 0歳児 : 16.5 m^2 ($10\text{名}^{\ast 1}\times 1.65\text{ m}^2$)</p> <p>【ほふく室】 1歳児 : 33 m^2 ($10\text{名}^{\ast 1}\times 3.3\text{ m}^2$)</p> <p>【保育室又は遊戯室】 2歳児 : 19.8 m^2 ($1\text{学級}\times 10\text{名}^{\ast 1}\times 1.98\text{ m}^2$)</p> <p style="text-align: right;">合計: 69.3 m^2</p> <p><small>※1… 0~2歳の園児数は、p18に記載の「新認定こども園の園児数」を、それぞれ一の位で切り上げた値</small></p>

合計 (算定結果①+②)	$420\text{ m}^2+69.3\text{ m}^2=489.3\text{ m}^2$
-----------------	---

■ 東校区の園庭の面積

園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とします。

表 1号:次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

算定式	ア:400+80×(学級数-3) m ² イ:満3歳以上の園児数×3.3 m ²
算定結果③	ア:400+80×(3学級-3)=400 m ² イ:75人(3~5歳の園児数)×3.3 m ² =247.5 m ² 上記より、面積の大きい400 m ² を採用

表 2号:満三歳未満の園児数に応じ、奈良県条例第7条第6項の規定により算定した面積

算定式	満2歳以上満3歳未満の園児数×3.3 m ²
算定結果④	15人(2歳の園児数)×3.3 m ² =49.5 m ²

合計 (算定結果③+④)	400 m ² +49.5 m ² =449.5 m ²
-----------------	---

■ 真美一、真美二校区校区の園庭の面積

園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とします。

表 1号:次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

算定式	ア:400+80×(学級数-3) m ² イ:満3歳以上の園児数×3.3 m ²
算定結果③	ア:400+80×(3学級-3)=400 m ² イ:90人(3~5歳の園児数)×3.3 m ² =297.0 m ² 上記より、面積の大きい400 m ² を採用

表 2号:満三歳未満の園児数に応じ、奈良県条例第7条第6項の規定により算定した面積

算定式	満2歳以上満3歳未満の園児数×3.3 m ²
算定結果④	6人(2歳の園児数)×3.3 m ² =19.8 m ²

合計 (算定結果③+④)	400 m ² +19.8 m ² =419.8 m ²
-----------------	---

■ 東校区の保育室等の面積

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積は、次に掲げる面積以上とします。

算定式	<p>【乳児室】 ・満2歳未満のほふくしない園児一人につき1.65㎡ （本計画では「ほふくしない園児数」を「0歳園児数」とする）</p> <p>【ほふく室】 ・満2歳未満のほふくする園児一人につき3.3㎡ （本計画では「ほふくする園児数」を「1歳園児数」とする）</p> <p>【保育室又は遊戯室】 ・満2歳以上の園児一人につき1.98㎡</p>
算定結果	<p>【乳児室(0～1歳)】 ・0歳児：16.5㎡(10名^{*1}×1.65㎡) 合計:16.5㎡</p> <p>【ほふく室(0～1歳)】 ・1歳児：66㎡(20名^{*1}×3.3㎡) 合計:66㎡</p> <p>【保育室(2～5歳)】 2歳児：39.6㎡(1学級×20名^{*1}×1.98㎡) 3歳児：59.4㎡(1学級×30名^{*2}×1.98㎡) 4歳児：59.4㎡(1学級×30名^{*2}×1.98㎡) 5歳児：59.4㎡(1学級×30名^{*2}×1.98㎡) 合計:217.8㎡</p> <p>【遊戯室(2～5歳)】 178.2㎡(90名^{*3}×1.98㎡) 合計:178.2㎡</p> <p>※1… 0～2歳の園児数は、p18に記載の「新認定こども園の園児数」を、それぞれ一の位で切り上げた値 ※2… 3～5歳の園児数は、p18に記載の「新認定こども園の園児数」の1学級あたりの人数を、それぞれ一の位で切り上げた値 ※3… 遊戯室の園児数は、p18に記載の「新認定こども園の園児数」の保育が必要な園児数の2～5歳の合計(60人)を1の位で切り上げた値</p>

■ 真美一、真美二校区の保育室等の面積

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積は、次に掲げる面積以上とします。

算定式	<p>【乳児室】 ・満2歳未満のほふくしない園児一人につき1.65㎡ （本計画では「ほふくしない園児数」を「0歳園児数」とする）</p> <p>【ほふく室】 ・満2歳未満のほふくする園児一人につき3.3㎡ （本計画では「ほふくする園児数」を「1歳園児数」とする）</p> <p>【保育室又は遊戯室】 ・満2歳以上の園児一人につき1.98㎡</p>
算定結果	<p>【乳児室(0～1歳)】 ・0歳児：16.5㎡(10名^{*1}×1.65㎡) 合計:16.5㎡</p> <p>【ほふく室(0～1歳)】 ・1歳児：33㎡(10名^{*1}×3.3㎡) 合計:33㎡</p> <p>【保育室(2～5歳)】 2歳児：19.8㎡(1学級×10名^{*1}×1.98㎡) 3歳児：59.4㎡(1学級×30名^{*2}×1.98㎡) 4歳児：59.4㎡(1学級×30名^{*2}×1.98㎡) 5歳児：59.4㎡(1学級×30名^{*2}×1.98㎡) 合計:198.0㎡</p> <p>【遊戯室(2～5歳)】 198.0㎡(100名^{*3}×1.98㎡) 合計:198.0㎡</p> <p><small>※1… 0～2歳の園児数は、p18に記載の「新認定こども園の園児数」を、それぞれ一の位で切り上げた値 ※2… 3～5歳の園児数は、p18に記載の「新認定こども園の園児数」の1学級あたりの人数を、それぞれ一の位で切り上げた値 ※3… 遊戯室の園児数は、p18に記載の「新認定こども園の園児数」の保育が必要な園児数の2～5歳の合計(66人)を1の位で切り上げた値</small></p>

(4) 施設規模および必要諸室まとめ

■ 園舎・園庭

新たな認定こども園の整備において求められる施設規模および必要諸室は以下のとおりです。なお、以下に示す各諸室の面積は、必要面積の下限値を示すものです。

表 東校区の関係法令に基づく園舎と園庭の面積

室名		定員	係数	算定面積
園舎		園舎全体の必要面積(下限値)		542.1 m ²
必要諸室(園舎に備えるべき設備)	・乳児室(0~1歳)	10人 (0歳児とする)	1.65 m ²	16.5 m ²
	・ほふく室(0~1歳)	20人 (1歳児とする)	3.3 m ²	66 m ²
	・保育室(2歳)	20人	1.98 m ²	39.6 m ²
	・保育室(3歳)	30人 (30名×1室)	1.98 m ²	59.4 m ²
	・保育室(4歳)	30人 (30名×1室)	1.98 m ²	59.4 m ²
	・保育室(5歳)	30人 (30名×1室)	1.98 m ²	59.4 m ²
	・遊戯室(2~5歳) (※保育室と兼用可)	90人	1.98 m ²	178.2 m ²
※1	・職員室 ・保健室 (※職員室と兼用可) ・調理室 ・便所 ・飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備	-		(63.6 m ²)
必要諸室以外※2		-		-
園庭		-		449.5 m ²

※1 必要諸室:壁厚・固定家具を除いた内法の面積

※2 必要諸室以外:沐浴室、多目的トイレ、0~2歳児受入室、調乳室、一次預かり室、子育て支援室、相談室、職員用更衣室・トイレ・シャワー、倉庫・押入・教材庫・資料庫、給湯室、玄関、廊下、ホール、階段、EV、ホワイエ・ギャラリー、絵本コーナー、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室(小・大)等

表 真美一、真美二校区校区の関係法令に基づく園舎と園庭の面積

室名		定員	係数	算定面積
園舎		園舎全体の必要面積(下限値)		489.3 m ²
必要諸室 (園舎に備えるべき設備)	・乳児室(0~1歳)	10人 (0歳児とする)	1.65 m ²	16.5 m ²
	・ほふく室(0~1歳)	10人 (1歳児とする)	3.3 m ²	33 m ²
	・保育室(2歳)	10人	1.98 m ²	19.8 m ²
	・保育室(3歳)	30人 (30名×1室)	1.98 m ²	59.4 m ²
	・保育室(4歳)	30人 (30名×1室)	1.98 m ²	59.4 m ²
	・保育室(5歳)	30人 (30名×1室)	1.98 m ²	59.4 m ²
	・遊戯室(2~5歳) (※保育室と兼用可)	100人	1.98 m ²	198.0 m ²
※1	・職員室 ・保健室 (※職員室と兼用可) ・調理室 ・便所 ・飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備	-		(43.8 m ²)
必要諸室以外※2		-		-
園庭		-		419.8 m ²

※1 必要諸室:壁厚・固定家具を除いた内法の面積

※2 必要諸室以外:沐浴室、多目的トイレ、0~2歳児受入室、調乳室、一次預かり室、子育て支援室、相談室、職員用更衣室・トイレ・シャワー、倉庫・押入・教材庫・資料庫、給湯室、玄関、廊下、ホール、階段、EV、ホワイエ・ギャラリー、絵本コーナー、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室(小・大)等

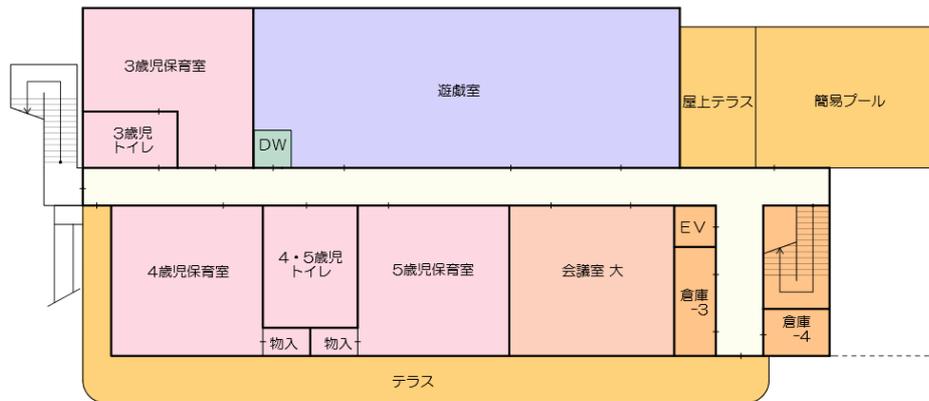
■ 屋外施設

屋外施設に必要な設備を以下に示します。

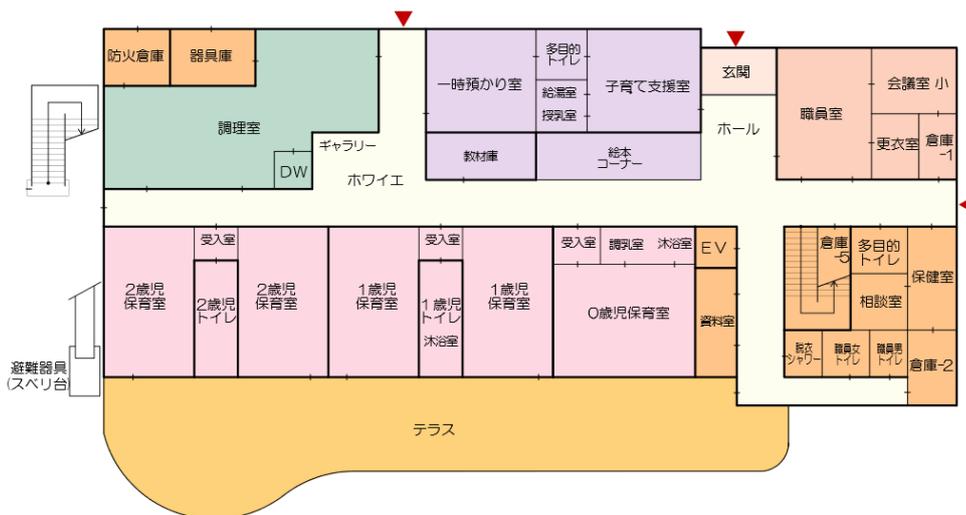
倉庫・器具庫・防災倉庫、屋上広場、簡易プール、手足洗場・シャワー、菜園、倉庫、屋外トイレ、駐車場、駐輪場、ベビーカー置場、設備スペース、ごみ置き場等

6.2. 東校区認定こども園モデルプランの作成

奈良県条例を踏まえ、東校区認定こども園のモデルプランを作成しました。
ただし、あくまでもモデルプランであり、当該図が整備されるものではありません。



2階平面図



1階平面図



各階平面図

7. 放課後子ども育成教室の規模の設定

7.1. 規模の算定

(1) 定員数

東校区・真美一校区・真美二校区ともに、放課後子ども育成教室の入会児童数は定員数を大幅に超過しており、継続して増加傾向となっています。長期的には、小学校の児童数が減少するものの、放課後子ども育成教室の入会児童数は今後も増加傾向であるため、現状以上の定員数を確保します。

東校区

放課後子ども育成教室の定員数は170人で整備します。

東校区の放課後子ども育成教室の対象は「かしのきクラブ」とします。

真美一校区

放課後子ども育成教室の定員数は150人で整備します。

真美一校区の放課後子ども育成教室の対象は「ひまわりクラブ」とします。

真美二校区

放課後子ども育成教室の定員数は120人で整備します。

真美二校区の放課後子ども育成教室の対象は「すぎのきクラブ」とします。

(2) 専用区画の面積

専用区画は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）により、以下の基準を満たします。

・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

※設備（第9条）専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置

・1学級あたりの人数は40人以下

※児童の集団の規模（第10条）一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

東校区

放課後子ども育成教室の専用区画面積280.50㎡以上を確保します。

（定員数170人×1.65㎡/人=280.50㎡）

真美一校区

放課後子ども育成教室の専用区画面積247.50㎡以上を確保します。

（定員数150人×1.65㎡/人=247.50㎡）

真美二校区

放課後子ども育成教室の専用区画面積198.00㎡以上を確保します。

（定員数120人×1.65㎡/人=198.00㎡）

(3) 施設規模まとめ

放課後子ども育成教室は、小学校の空き教室の利用を原則としますが、東校区については、認定こども園に併設することや、広陵東小学校附属幼稚園の園舎を改築し、使用することが考えられます。

東校区

a) 認定こども園に併設する場合

新たに整備する認定こども園内に 280.50 m²以上の放課後子ども育成教室のためのスペースを確保する計画が考えられます。

b) 広陵東小学校附属幼稚園の園舎を使用する場合

広陵東小学校附属幼稚園の園舎(平成14年建築)は築年数が浅く、今後も改修等によって有効に活用できる施設です。認定こども園を別の敷地に建設する場合、広陵東小学校附属幼稚園の園舎の一部(280.50 m²以上)を放課後子ども育成教室として活用することが考えられます。

真美一校区・真美二校区

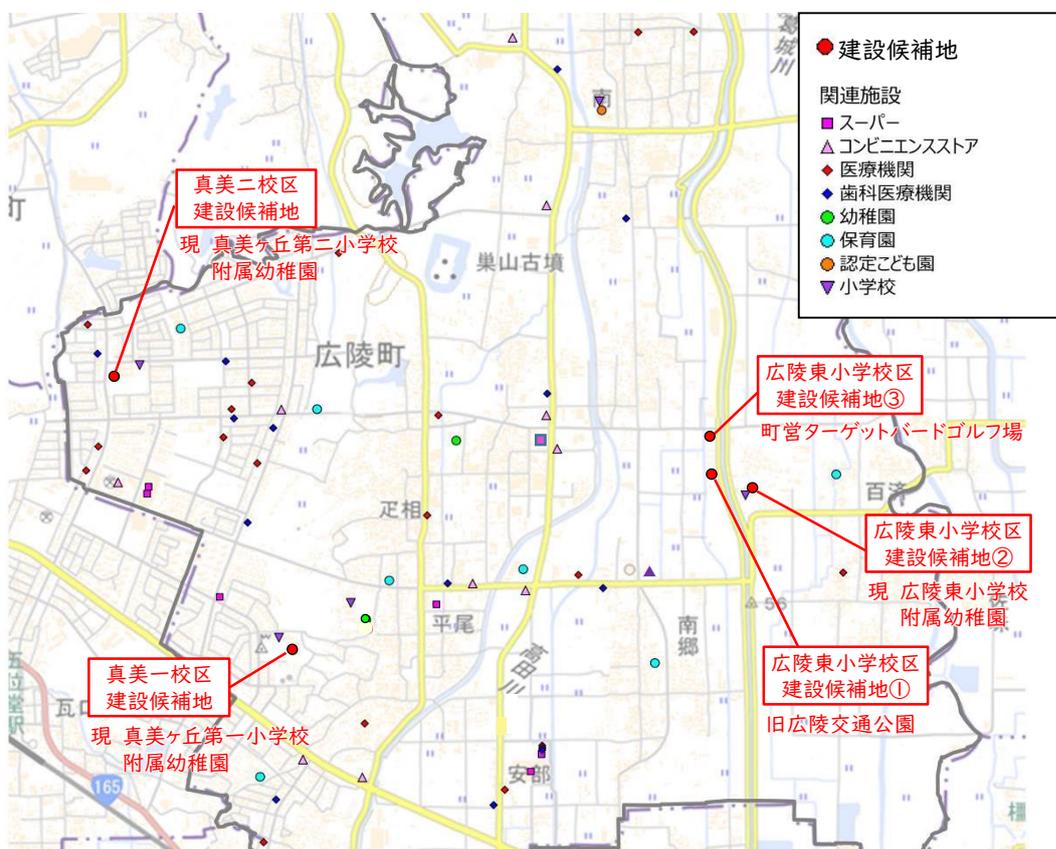
現状と同様に真美ヶ丘第一小学校および真美ヶ丘第二小学校の空き教室を利用します。

8. 事業計画区域・計画地

8.1. 事業計画区域の状況把握

広陵町では、認定こども園及び放課後子ども育成教室を東校区に1施設、真美一校区に1施設、真美二校区に1施設、合計3施設の整備を検討しています。また、東校区の認定こども園及び放課後子ども育成教室については、3箇所の建設候補地の可能性について比較検討し、計画地を選定する方針です。

東校区	建設候補地①： 旧広陵交通公園
	建設候補地②： 現在の広陵東小学校附属幼稚園
	建設候補地③： 町営ターゲットバードゴルフ場
真美一校区	建設候補地： 現在の真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園
真美二校区	建設候補地： 現在の真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園



8.2. 計画地の比較(東校区)

東校区の幼保連携型認定こども園の建設候補地に関して、旧広陵交通公園、現広陵東小学校附属幼稚園、現町営ターゲットバードゴルフ場の3箇所について、運営上の課題等を整理しています。

	建設候補地① 旧広陵交通公園	建設候補地② 現広陵東小学校附属幼稚園	建設候補地③ 古寺町営住宅北側地
所在地	広陵町古寺 144 番地 1	広陵町百済 1831 番地 1	広陵町古寺 128 番 1
敷地面積	5,675 m ²	1,463 m ²	3,758 m ²
航空写真			
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・余裕のある敷地面積 ・敷地南側の広陵運動公園が保育に活用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に隣接しているため連携がとりやすい ・現在、幼稚園が立地しているため、周辺住民の理解を得やすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・北側に高幅員道路があり車両アクセスしやすい
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建造物の解体・撤去が必要 ・敷地北側にある町営住宅への騒音対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積が小さい ・既存幼稚園の撤去が必要 ・送迎用のアクセス道路が脆弱・駐車場が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎や職員用に使用する駐車場を確保できるだけの敷地面積がない ・敷地南側にある町営住宅への騒音対策が必要

8.3. 計画地の比較(真美一校区・真美二校区)

真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園・真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園は、他の公立幼稚園・保育園ほど老朽化が進んでおらず、園舎は新耐震基準の建物です。

また、小学校と併設していることや認定こども園として整備するために必要となる面積を確保できることから、真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園及び真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園は、既存の園舎を増改築し、認定こども園として整備することを念頭に検討しました。

- 現真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園 所在地: 広陵町馬見南2丁目 1-30
敷地面積: 2,157 m² 延床面積: 881 m² 昭和 60 年竣工
- 現真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園 所在地: 広陵町馬見北7丁目 1-32
敷地面積: 3,166 m² 延床面積: 1,109 m² 昭和 62 年竣工

9. 事業手法の選定

9.1. 幼保連携型認定こども園の設置・運営主体

「子ども・子育て支援新制度（内閣府 平成 27 年）」の認可基準において、幼稚園と保育所の高い水準を引き継ぐ目的から、認定こども園（幼保連携型）の設置・運営主体は国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限定されています。

また、幼児教育については、法的に「学校」として位置付けられていることから、民間に運営を委託することが認められていませんでしたが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（第 34 条）」により、学校法人及び社会福祉法人による民設民営が可能となっています。

よって、「公設民営」による整備は不可であり、本町の幼保連携型認定こども園にふさわしい設置・運営主体は、「公設公営」又は「民設民営」のいずれかが考えられます。

幼保連携型認定こども園の設置・運営主体の可否

項目	設置者	運営者	可否
公設公営	国 地方公共団体	国 地方公共団体	○
公設民営	国 地方公共団体	学校法人 社会福祉法人	×
民設民営	学校法人 社会福祉法人	学校法人 社会福祉法人	○

※幼児教育と保育の質を維持するため、株式会社等の一般法人の設置・運営は認められていない。

◆学校法人とは

- ・ 私立学校の設置を目的として法律の定めるところにより設立される法人。
税法上は公益法人に分類され収益は非課税となる。

◆社会福祉法人とは

- ・ 社会福祉事業を行うことを目的として法律の定めるところにより設立される法人。税法上は公益法人に分類され収益は非課税となる。

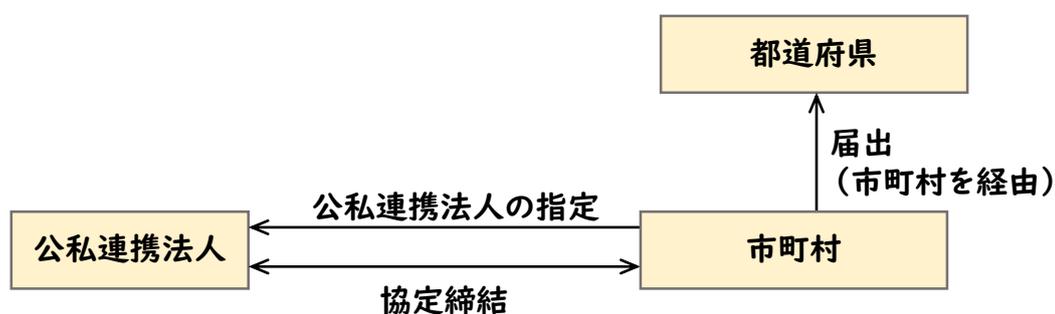
9.2. 公私連携幼保連携型認定こども園

民設民営の場合、法人の運営理念等により様々な特色を打ち出すことで、利用者負担の増加や公共性・公平性を損なう恐れがあります。

そこで、公私連携方式を採用することによって、町と運営事業者が運営方針や利用者負担について協定を結ぶことにより、民設民営でありつつも公共性・公平性を担保することができます。

【公私連携幼保連携型認定こども園とは】

設置主体である民間法人に設置のインセンティブ^{※1}を付与しつつ、一方で、選定に関する公正な手続や運営について、住民・第三者・市町村によるチェックを機能させることで、民設民営でありつつも、市町村の関与を明確にしつつ、設置主体にインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の体制として構築したものです。



<協定締結事項>

- ①協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ②公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- ③市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④協定の有効期間
- ⑤協定に違反した場合の措置
- ⑥その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

※1 インセンティブ… 事業主体にとって事業実施のための「動機づけ」となる条件

9.3. スキームまとめ

認定こども園の整備・運営において、想定される事業スキーム^{※2}は以下のとおりです。

	公設公営 (従来方式)	民設民営 (公私連携法人)	民設民営 (土地:民間 施設:民間)
概要	<ul style="list-style-type: none"> 設計企業・建設企業・維持管理企業それぞれと委託契約や請負契約を締結する。 運営は町が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 町と単独運営事業者が土地賃貸借契約(もしくは売買契約)を締結。 運営企業が建物所有及び事業運営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 単独運営事業者が独自に土地を取得し、所有(もしくは長期の賃貸)。 運営企業が建物所有及び事業運営を行う。
契約形態			
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設と同様の方式であるため、これまでに培ったノウハウを活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営において民間のノウハウを活用できる。 施設整備に対し、認定こども園施設整備交付金を活用できる(国:1/2^注、事業者:1/4、市町村:1/4)ほか、施設の維持管理に係るランニングコストが不要なため、町の財政負担が少ない。 運営法人が施設の設計を実施するため、運営しやすい配置計画にすることができる。 <p><small>注 子育て安心プラン実施計画が採択された場合、国:2/3</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営において民間のノウハウを最も活用することができる。 施設整備に対する町の財政負担が最も少ない。 運営法人が施設の設計を実施するため、運営しやすい配置計画にすることができる。

※2 スキーム… 事業主体や資金調達を具体的に定めた事業の実行計画のこと。

	公設公営 (従来方式)	民設民営 (公私連携法人)	民設民営 (土地:民間 施設:民間)
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> • 事業ごとに契約行為を行うため、開園まで時間を要する。 • 民間のノウハウが活用できない。 • 財政負担を軽減する余地がない。 • 施設整備に対し、学校施設整備交付金しか活用することができず(幼児教育に対し、国:1/3)、町の財政負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 町から一定の条件を提示するため、独自性の高い教育カリキュラムを提供したいと考える事業者が応募を見送る可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 適切な開発用地を民間事業者で確保することが難しく、運営法人が限定される。 • 法人が独自に教育カリキュラムなどを策定するため、公益性の高い施設としない可能性がある。

10. 民間事業者の参入可能性に関する調査 (サウンディング調査)

10.1. 調査概要

東校区・真美一校区・真美二校区における認定こども園および放課後子ども育成教室の事業実施の可能性を把握するため、地元及び周辺自治体で保育園・幼稚園・認定こども園の運営実績がある社会福祉法人(5団体)及び学校法人(3団体)に対して、対面型のヒアリング調査を実施しました。

認定こども園および放課後子ども育成教室の定員数および建設候補地を以下のとおり提示し、ヒアリング調査を実施しました。

		東校区	真美一校区	真美二校区
定員数	認定こども園	110人以上	105人程度	105人程度
	放課後子ども育成教室	170人	150人	120人
建設候補地		建設候補地① 旧広陵交通公園 (5,675 m ²) 建設候補地② 現広陵東小学校附属 幼稚園 (1,463 m ²) 建設候補地③ 古寺町菅住宅北側地 (3,758 m ²)	建設候補地 真美ヶ丘 第一小学校 附属幼稚園 (2,157 m ²)	建設候補地 真美ヶ丘 第二小学校 附属幼稚園 (3,166 m ²)

a) ヒアリング対象

ヒアリングは、以下の法人(合計9法人)を対象に実施しました。

- ・地元で運営している学校法人及び社会福祉法人
- ・近隣自治体で運営している学校法人及び社会福祉法人

b) 実施日

令和4年9月26日～29日に実施しました。

10.2. 調査結果

(1) ヒアリング結果概要

ヒアリングにおける法人の回答(概要)は以下のとおりでした。

1. 事業概要を踏まえ、認定こども園を民設民営(公私連携型)で実施できる条件

[定員数]

- ・定員数は全体的に90~150人程度と回答する法人が中心であった。200人を超える職員確保が困難との指摘があった。
- ・東校区では、町が設定した定員数「110人以上」に既存の園の定員数70人程度を合算し、「180人程度」という回答もみられた。
- ・真美一校区・真美二校区では、具体の定員数に対する意見はなく、町が設定した店員数「105人程度」では多いとの回答がみられた。児童が減少している地域であることを考慮した整備内容(幼保連携型の認定こども園)を検討すべきとの回答もみられた。

[東校区の整備条件]

- ・定員数110人の認定こども園では保護者送迎用駐車場30~35台・職員用駐車場25台程度を整備できる敷地面積の確保が必要。
- ・既存施設の解体工事は認定こども園の整備に含めても可能と回答した法人とそうではない法人がいた。

2. 広陵東小学校区の各建設候補地について、認定こども園に適した候補地とその理由

- ・候補地①旧広陵交通公園が建設地に適しているとの回答が多くみられた。
- ・候補地②現広陵東小学校附属幼稚園は面積が十分でないとの回答が多く、候補地③古寺町営住宅北候補地を回答した法人は少ない。
- ・以上の結果から、敷地選定では「敷地面積が大きい」ことが重要であった。ただし、過度に大きい場合には、維持管理費の負担もあり適切な面積の確保が望まれる。
- ・隣接する広陵東小学校との連携を重視する意見もみられたが、適正な敷地の確保がより優先される回答であった。
- ・車通勤が一般的な地域性からも、各候補地のアクセシビリティ・利便性は大きく異なる。

3. 認定こども園を民設民営(公私連携型)で実施する場合に想定される問題点・課題点とリスクなど

- ・認定こども園を新築する際、周辺地域で児童の声や楽器音が周辺への騒音として問題になる可能性がある。
- ・近年の社会情勢から、保育人材の確保が困難になっており、他自治体と同様に法人や職員への補助金給付を検討すべき。
- ・町内既存保育園の経営への影響を考慮した上で、新規の認定こども園の定員数等を設定する必要がある。
- ・真美一校区・真美二校区を認定こども園として整備する場合、敷地面積に余裕がなく、送迎のための駐車場が十分に確保できない。

4. 認定こども園を民設民営(公私連携型)で実施する場合、妥当と考える土地賃借料と事業期間

- ・土地賃借料は、無償が望ましいという意見と、他自治体の公有地賃借の事例に倣うべきという回答が多い状況であった。
- ・事業期間は、極力長く設定すべき(短くとも建物減価償却期間の20~30年以上)。

5. 認定こども園を民設民営（公私連携型）で実施する場合、隣接もしくは近隣への放課後こども育成教室設置と運営

[参画意向]

- 多くの法人で人材確保の難しさが指摘されており、その他経験の無い事業である・資金確保の面からリスクととらえ、困難と回答が多い状況であった。
- ただし、一部の経験のある法人では認定こども園と放課後子ども育成教室をあわせて運営することは可能と回答している。
- 放課後子ども育成教室と小学校が近接していない場合、送迎方法を検討する必要がある。

[校区别状況]

- 東校区では、大半の法人が放課後子ども育成教室の運営は困難と回答しており、可能と回答した法人は限られている状況であった。可能と回答した法人は、候補地①旧広陵交通公園と候補地②現広陵東小学校附属幼稚園のいずれも可能と回答している。
- 真美一校区・真美二校区の放課後子ども育成教室は、隣接する小学校の空き教室を活用すべきとの回答がみられた。

6. 事業概要を踏まえ、本事業が実施された際の事業参画や条件等について

- 東校区では、参画意欲が高い法人は複数社みられたが、多くは参画意欲が低い状況であった。参画意向の低い理由としては、現法人の運営への専念や人材確保の困難さが理由としてあげられる。
- 真美一・真美二校区では、全体的に参画意欲が低く、敷地面積が十分でないことが理由でもあった。
- 補助金等の活用が参画のための条件であるとの回答もみられた。

11. 事業の実現性・方向性

11.1. 東校区及び真美一校区、真美二校区の認定こども園整備の実現性・方向性

広陵町幼保一体化総合計画において幼保連携型認定こども園の整備が位置付けられており、この校区内での実現性を確認するため、近隣地域において、認定こども園もしくは保育園の運営実績のある社会福祉法人・学校法人にサウンディング調査を実施しました。

調査の結果、以下のとおり各校区の認定こども園の設置・運営に関する実現性を確認し、方向性を取りまとめました。

実現性と方向性

	東校区	真美一・真美二校区
実現性	<ul style="list-style-type: none"> 計画地は建設候補地①(旧広陵交通公園)の活用が望ましい。 民設民営とする場合、複数法人の参画可能性がある。 上記をふまえ、事業方式は、町の財政的な負担が少なく、民間のノウハウを活用することができる公私連携法人による民設民営とする。 施設整備については、既存施設の解体から園舎等の整備まで法人が実施し、必要となる経費は町が補助を行う。 定員数は110人以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園型認定子ども園への法人参画のニーズは低い。 両校区内における就学前人口が既に減少傾向であること及び保育園についてはニーズが高ことから、両校区内にある幼稚園と保育園の統廃合も視野に入れる。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園開園に向けた公私連携法人を募集。 	<ul style="list-style-type: none"> 真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園と広陵西保育園、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園と真美北保育園を統廃合し、幼保連携型認定こども園としての整備が可能であるか検討を行う。

11.2. 東校区及び真美一校区、真美二校区の放課後子ども育成教室整備の実現性・方向性

東校区、真美一校区、真美二校区の放課後子ども育成教室の整備、運営の実現性を確認するために、町周辺の社会福祉法人・学校法人にサウンディング調査しました。調査の結果、以下のとおり各校区の放課後子ども育成教室の整備・運営に関する実現性を確認し方向性を取りまとめました。

実現性と方向性

	東校区	真美一・真美二校区
実現性	<ul style="list-style-type: none"> 放課後こども育成教室の特性から、小学校に隣接した場所が望ましい。このため、認定こども園に併設させるのではなく、幼稚園の園舎を活用することが現実的である。 サービス向上のためには、運営委託または指定管理者制度の活用による運営の方がより実現性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 就学前人口の減少が顕著であることから、法人による参画意欲は低い。 指定管理者制度による運営であれば実現性がある。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども育成教室における運営法人の募集。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の児童数の推移を踏まえ、将来的な放課後子ども育成教室の整備に向けた長期的な視点での検討を行うことが必要。

11.3. 事業スケジュール

東校区の認定こども園及び放課後子ども育成教室の整備事業スケジュールは、事業者公募と開園時期を以下のとおりと考えられます。

- ・事業者公募・選定： 令和5年3月～5月
- ・敷地整備： 令和5年6月～令和6年9月
- ・施設整備： 令和6年10月～令和8年3月
- ・開園： 令和8年4月

なお、真美一校区・真美二校区については、今後の児童数が既に減少傾向であること及び既存の幼稚園においては、ニーズの低下により、同年齢による集団教育の維持が困難になると予測されることを踏まえ、校区、保育園や幼稚園にとらわれない事業スキームを長期的な視点から継続して検討を行っていきます。

子ども支援施設整備基本計画

発行年月：令和5年3月

編集・発行：広陵町けんこう福祉部こども局認定こども園準備室

TEL 0745-55-6820 FAX 0745-54-5324
